

PASSION

増田会計事務所
群馬県太田市由良町136-1
TEL 0276-30-4110
E-mail masuda-ao@tkcnf.or.jp
URL <http://www.tkcnf.com/>
masudakaikei

地球温暖化の影響でしょうか、桜の季節も毎年少しずつ早くなっているように思います。昨年京都に行ったときも紅葉の時期が学生時代に修学旅行で行ったときよりも随分と遅くなっていました。先日テレビで100年後の日本は、このままいくと1年のうち5、6ヶ月間が夏になるといっていましたが、日本の四季の素晴らしさが失われることのないようにと、散り行く桜を観ながら祈る今日この頃です。

さて、今回は事務所通信「改正税法特集号」を同封致しますので、今年の税制改正について少々触れてみたいと思います。

法人税については、①実質一人会社の社長報酬の内、給与所得控除分が損金算入できなくなります。いくつかの要件があり、具体的には監査担当者をご報告致しますが、ここでは実際にはいくら位の増税となるかを計算したいと思います。月70万円、年840万円の役員報酬を社長に支払っている場合2,040,000円が所得控除額となります。この金額が損金不算入となりますので、法人税率30%（中小企業等で一定の場合22%）分の612,000円が増税となります。この他に地方税分も増税となりますので、実効税率30~40%、つまり約60万円~80万円が増税になります。4月1日以降に開始する事業年度に適用されますので、対象となる法人は充分注意が必要です。②一人5,000円以下の飲食費が交際費等の範囲から除外されます。

4月1日から開始する事業年度に適用されますので、3月決算法人から適用になります。対象となる法人では、飲食した人の氏名、人数を帳簿に記載する等の処理が必要になります。

所得税については、①定率減税が10%に引下げとなり、平成19年からは廃止されます。平成19年からは税率も変わります。給与所得者は、既に月々の源泉所得税額が増加していることと思います。また、経営者にとっては、源泉税が多くなるため、源泉所得税の納付額が増加します。納期の特例を受けている場合は、特に注意して下さい。なお、詳細については、監査担当者からも随時ご報告させていただきます。

今月の推薦図書は、少し変なタイトルですが、『採用の超プロが教える できる人できない人』等の著者で有名な安田佳生氏の最新の著書です。成長とは変化すること。変化するとは、何かを捨てることである。つまり成長とは、「自分を捨てる勇気」と言ってもいい。過去の自分を捨てることによって、新しい自分を得られるのである。成長できる人は、間違っただけを乗り越え上らなかった人ではない。間違えたと気づいた瞬間に、躊躇せずに今いる段階から飛び降りることができた人である。めまぐるしく価値観が変わる今の時代には、過去の常識や価値観に拘って生きていては、どんどん取り残されてしまいます。本書を読んで、過去に拘っている自分を少し捨ててみませんか。ちなみに、なぜ千円札を捨てはいけないのか。それは、千円札を捨てると目線が下がり、他の価値のあるものが見えなくなるから、だそうです。

（見出しの一部から：残業をやめれば給料は増える・優秀な人材には仕事をさせない・値切りは半額に、値上げは三倍に・大切すぎる顧客は作らない・晴れた日にこそ傘をさす・質の追求に限界はなく、量の追求に未来はない・男性アイドルの頂点は髪形でわかる・彼は「彼女がいる人」の中から選ぶ・「似合うスーツ」を選んではいけない・自分の給料を下げる努力・リスクという言葉の本当の意味）

<今月の推薦図書>

『千円札は捨てるな。』

著：(株)ワケユブ代表 安田 佳生

サンマーク出版 1,200円（税抜き）